

合併を契機として重点化することが期待される行政分野

合併によって行財政基盤が強化された合併市町村では、どのような施策に重点的に取り組むのか、どのようなまちづくりを目指すのかは重要な課題です。したがって、市町村建設計画を策定するに当たっては、合併関係市町村の総合計画を継ぎ合わせた総花的なものではなく、実効性を確保しつつ、住民にとって魅力あるものにする必要があります。

以下、合併市町村がこれから充実を図る必要がある行政分野についての課題を参考として例示します。

これらをすべて網羅すべきというのではなく、地域の実情や将来どのようなまちづくりを目指すのかにより優先順位をつけ、重点的に取り組む分野を検討し、市町村建設計画において位置付けることが重要となります。

1 産業の充実

(1) 中心市街地活性化

モータリゼーションの進展や消費者志向の変化、規制緩和による大型店の郊外出店などにより、地域の商業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。特に、中心商店街においては、空き店舗の増加による商業機能等の空洞化が進んでいます。

そのため、中心市街地活性化基本計画の策定とそれに基づく中心市街地活性化の取組みを進め、様々な機能が集積する地域コミュニティの核としての商店街の機能を再生していく必要があります。

(2) 広域的な観光振興

本県は、すぐれた自然、歴史・文化、豊かな水や農林水産品など、多様な観光資源に恵まれ、年間5千万人を超える観光客が訪れております。

観光産業は、多くの雇用を生み出す分野であることから、産業としての確固たる位置づけを行い、その地域が持つ資源の適正な評価を行うとともに、地域に応じた観光戦略の策定とその戦略に沿った事業の展開、推進をしていく必要があります。

また、地域の産品や産業を観光資源として活用するために、農林水産業などと観光産業の連携体制を構築し、地域産業を観光の視点で見直し、産業間

の連携を促進することや、主要観光地を結ぶ道路の整備や、多様な広域観光ルートの提案により、円滑な広域観光の実現に努めるなど、地域間の連携を促進することが望めます。

(3) 地産地消の推進

今日、輸入農産物の増加傾向と相まって、ファーストフードやレストラン利用などの外食化や調理済食品への依存の高まりなど、「食」と「農」の距離は広がってきており、生産者と消費者の関係が希薄化し、食の大切さや農業に対する理解も薄れてきている一方、「旬の時期に旬のもの、地元のとれたてのものを味わう」という、豊かで健康的な暮らしが求められてきています。

このような中、「食」と「農」の結びつきを強め、豊かで健康的な暮らしを実現する有効な手段が「地産地消」の推進と考えています。「地産地消」の推進に当たっては、消費者の農産物に対する安心感や信頼を得るため、生産現場の情報を消費者に提供し、各地域における食文化や地域農産物を活用した食生活の見直しによる健全な食生活の普及・定着を図り、小中学校給食等における地場農産物の活用と併せた食・農教育等を行っていくことが必要です。地産地消を推進することは、農業の振興を図ることにもつながります。

(4) 地場産業の振興

各地域には、地域の経済的特性や歴史的背景のもと、地域の特色を生かした産業が根付いており、地域経済や雇用等地域の活力を支える貴重な存在となっています。

しかしながら、これらの産業に関わる事業者は、比較的小規模であり、産業構造の変化や産業の空洞化等経営環境の変化にさらされ、厳しい状況にあります。

これまで、事業者等が実施する、新技術の研究開発や既存品の販路拡大等への支援については、県が全県的に取り組んできましたが、合併により行財政基盤が相当程度強化された市町村において、地域に密着した形で、また、市町村域が広域になることにより現在複数の市町村にまたがっている地場産業の産地に対してより効果的に支援を行っていくことが期待されます。

(5) 森林の維持と活用

森林は、木材生産機能のほか、国土の保全や水源かん養、地球温暖化の防止等様々な機能を有しています。平成13年に改正された「森林・林業基本法」においても、森林に対する国民の多様な要請に応えるため、木材の生産

を主体とした政策から森林の有する多面的機能の持続的発揮を図るための政策への転換を推進しています。しかし、一方で木材価格の低迷や木材需要の減退などにより、林業経営は厳しい状況が続いており、適切な管理がなされない森林の公益的機能低下が危惧されています。

現在の市町村における森林・林業に対する取組みは、農業や農業土木等の業務と兼務されている場合も多く、また予算規模も小さいことが多いため、森林・林業行政に係る方針の検討や新たな施策の展開が難しい状況にあります。

合併に伴う行政範囲の拡大に伴い、より広域的視点からの森林・林業行政が求められるところであり、河川の上・下流域が一体となった流域的視点を取り入れた基本計画の策定等、地域の特性を活かした施策を展開していく必要があります。

2 基盤の充実

(1) 魅力あるまちなみ景観形成の推進

従来から、市町村には、良好な景観形成を図るための取組みが求められてきたところですが、個性あるまちづくりを進める観点から、歴史的まちなみや賑わいのある商店街の整備等において景観的な配慮を加え、地域の特質を活かした魅力あるまちなみ景観の形成を行うことは今後さらに重要となります。

そのためには、住民に最も身近な行政主体である市町村が、自ら景観形成のための基本計画や景観条例等を制定し、各種の施策を行っていくことが必要となりますが、合併協議の中で地域の歴史や資源を再発見しながら、合併を契機とした新たなまちづくりが展開されるこの機会に、合併市町村において良好な地域景観づくりに積極的に取り組んでいくことが期待されます。

(2) 計画的な土地利用

市町村建設計画を具体化するためには、各地域ごとの特徴、個性、独自性などを十分認識し、中心地域だけではなく、周辺地域にもバランスよく目配せして、土地利用を誘導・調整していく必要があります。

そのためには、開発等を希望する個別案件に調整の段階で直接住民が参画できる仕組みを創り、住民参加型の行政システムを構築することが有効です。

掛川市、真鶴町、穂高町、湯布院町など全国の先進市町村では、土地利用

を調整・誘導する計画及び条例を制定し、住民参加型で「規制」より「まちづくり」に重点を置いた長期的な視点に立った取組みが進められています。

住民参加の取組みを強化し、住民に自らが地域づくりの担い手であることを認識してもらうことは、地方自治の原点でもあります。

(3) IT活用による住民サービスの高度化

住民サービスを高度化していくためには、広域化する市町村の区域をくまなくケアすると同時に、住民との緊密な協力体制を構築し、併せて限りある職員と財源をさらに有効活用する手段として、IT（情報通信技術）の活用が重要なものとなります。

ITを活用して地域の公的サービスの高度化を推進するに当たり、効率的な投資と整備した基盤の効果的活用を図っていくため、行財政改革のツールとして行政内部の事務効率化を図ると同時に、住民と共有するツールとして活用する視点も含めて、情報通信基盤の整備及び管理運営から活用方法に至るまで、全体として整合性を持った計画（地域情報化計画）を早急に策定していく必要があります。

計画の策定に当たっては、行財政改革と合わせた視点や、住民や企業・団体との連携等も重要となるため、全庁的な検討作業はもちろん、外部有識者や地域の方々の参画を得て進めることが肝要です。

(4) 広域的な道路網の整備

中核となる地域とその周辺地域など、各地域における日常生活拠点間の連絡を強化する道路の整備を推進する必要があります。

3 生活・保健・医療・福祉・教育

(1) ユニバーサルデザイン¹⁾

ユニバーサルとは英語で「普遍的な、すべての」という意味です。したがってユニバーサルデザインとは、製品、建物、環境を、あらゆる人が利用できるようにはじめから考えてデザインするという概念です。障害の有無、年齢、性別、国籍等、人が持つそれぞれの違いを超えて、すべての人が暮らし

1) 障害者、高齢者、健常者などの区別なく、誰もが利用しやすいように、商品、まち、公園、家などの設計、デザインをしようというもの。

やすくなることを前提としています。

バリアフリーが、バリア（障害）の社会的存在を前提とし、それらを軽減しようとする考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは最初から様々な個人の特性を考慮してデザインしておくもので、誰にとっても使いやすく、安全なものです。

「まちづくり」「ものづくり」「情報・サービスづくり」「意識づくり」等幅広い分野でユニバーサルデザインの理念を取り入れながら、一人一人の個性が大切にされ、誰もが自由に参加でき、積極的にチャレンジできる社会の実現を目指していかなければなりません。

市町村の担当するまちづくりや住民サービス等の分野においては、ユニバーサルデザインが強く求められ、また、本県では、高齢化の進展が全国より7年程度早く、平成25年には3人に1人が65歳以上の高齢者になると見込まれていることから、ユニバーサルデザインはこれからの新しい社会づくりを進めていくための基本理念とすることが望まれます。

（2）地域福祉の推進

少子高齢化が進展する中、地域住民の福祉ニーズは多種多様化し、現在の公的サービスだけでは十分に応えることができない状況にあります。そこで住民誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう民間事業者やボランティア団体と協働して共に生きる社会づくりを目指す必要があります。そのためには、住民参画型の地域福祉計画に基づき各種事業を実施していくことが重要です。

住民の主体的参加による福祉のまちづくり

住民参加のもと、自らの地域における福祉のまちづくりを目指すため、地域の実情や住民ニーズにあった住民手づくりの地域福祉を推進します。

地域福祉推進リーダーの育成

地域福祉を推進する上で、地域のキーパーソンとなる地域福祉リーダーの育成やNPO・ボランティアなどの活動を支援していきます。

利用しやすい福祉サービスシステムの構築

判断能力が不十分な方でも利用できるシステムやサービスの評価が利用者にもわかるような仕組みを創っていきます。

市町村社会福祉協議会の活動の活性化

地域福祉の推進役としての市町村社協が、住民の身近な相談窓口から問題解決まで対応できるように、法人活動の活性化を図ります。

(3) 保健・医療・福祉を支えるマンパワーの育成

少子高齢化の進展や介護保険制度、支援費制度の導入などにより保健・医療・福祉分野の多様なニーズに対応できる総合的な能力を持ったサービスの担い手が求められています。

例えば、健康づくりを担う保健師や栄養士等の確保と資質の向上や、地域に密着して活動するホームヘルパー、ボランティアなどの育成も必要となります。

(4) 子育て支援の推進

少子化の進展や核家族化の進行に対応するためには、地域全体で子どもを育てていくという意識の醸成が不可欠となっています。

これらの行政課題に対応するため、放課後児童クラブや親子の交流の場づくりなどを通じた子育て支援や、地域子育て支援センターなどにおける子育ての不安や悩みに対する相談体制の充実が求められます。

また、休日保育や病後児保育（乳幼児健康支援一時預かり事業）などの事業への取組みも期待されます。

(5) 高齢者施策の推進

介護を要する割合が高い後期高齢者（75歳以上の高齢者）が、今後大幅に増加することが見込まれており、介護サービスとその支援体制の充実を図るとともに介護の予防を重視し、健康・生きがいづくり、痴呆性高齢者対策を重点に進めていく必要があります。

また、核家族化の進展や女性の社会進出、子の親に対する扶養意識の変化、さらには介護する家族の高齢化等により、自分自身や配偶者等が病気になった場合等の緊急時の対応などが高齢期の大きな不安要因となっております。

このため、市町村が実施する生活支援や家族介護支援事業の充実を図るとともに、地域のあらゆる福祉資源を活用し、高齢者を地域全体で支える体制づくりが求められています。

一方で、介護を要する状態になることを予防するため、合併市町村においては、健康づくり推進体制を充実させ、健康づくりに対する住民意識の向上を図るとともに、生活習慣病の一次予防が早期発見や早期治療への取組みと併せて必要となります。

(6) 障害者施策の推進

身体や知的、精神に障害のある人が、障害のない人と同じように、地域社

会の中で生活を営み、一人の人間として自己実現ができるノーマライゼーションの理念に基づいた地域社会づくりが必要です。

そのためには、障害の早期発見から適切な療育に結びつけるために、関係機関等の連携を強化し、地域生活に必要な住まいや日中活動の場の確保、日常生活を身近に支える相談支援やホームヘルプ等の生活支援サービスを充実していく必要があります。

これまで、小規模市町村では、サービス利用者が少ないことや体制整備に要する財源の問題等から、単独でのサービス提供が困難な場合がありましたが、合併により財政基盤が強化され、また、市町村の区域が広がることによってサービス利用者が増加することから、合併市町村においては専任の組織や職員を充実させて、より専門性を高め、相談支援サービス等の充実を図ることが期待されます。

(7) やさしいまちづくりの推進

高齢者・障害者をはじめとする社会的に弱い立場にある人々を取り巻く意識上、社会制度上、物理上の障壁を除去し、だれもが共にいきいきと暮らせるような社会の実現（まちづくり）が求められています。

合併市町村におけるまちづくりにおいて、こうした「やさしいまちづくり」に関する住民の理解を高め、高齢者・障害者が円滑に暮らせる社会環境の整備を推進するとともに、高齢者・障害者が円滑に利用できる生活環境の整備を促進するなどハード・ソフト両面からの取組みが必要となります。

(8) 建築行政の充実

建築物の建築確認、完了検査及び違反建築物に対する是正命令の措置のほか、建物の用途、敷地規制といった制限の解除を行う等の建築行政については、住民に最も身近な市町村が自ら実施することで、建築物の一層の安全確保や地域の特性を活かした特色あるまちづくりの推進が期待されます。

これまでの小規模な市町村では建築技師の確保が困難であり、これらの建築行政については、主に県が実施をしてきましたが、合併により行政体制が強化されることで市町村による実施が可能となります。

また、合併後は住民のニーズへの対応や新たなまちづくりに向けた公共施設の整備が想定されますが、その整備に当たっては、本県が全国に先駆けて提唱した「ユニバーサルデザイン建築ガイドライン」等を踏まえた取組みが期待されます。

(9) 消費者行政体制の確立

現在、市町村において消費者行政の窓口や担当者を決めていても、ほとんどの場合、他の業務との兼務体制となっています。そのため、住民の苦情相談、消費者トラブル等に十分対応できていないのが現状です。

合併を契機に、市町村の規模が拡大し、業務体制の細分化・高度化・専門化が図られる中で、消費者行政の専任職員を配置し、相談窓口体制等の整備を図ることにより、住民の苦情相談、消費者トラブルの解決及び悪質商法被害防止対策を推進する必要があります。

(10) 「安全・安心なまちづくり」の推進

「安全・安心なまちづくり」のためには、防犯協会活動の強化等による広報啓発やパトロール等ソフト面の各種防犯施策に加え、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、設置等について、犯罪防止に配慮した環境設計等ハード面の施策を推進することが重要であり、道路・公園・駐車（輪）場・公衆便所・共同住宅等の施設について、重点的に取り組む必要があります。こうした施設には、市町村が管理する公共施設が多く含まれていることから、市町村が主体となって犯罪に遭いにくい環境設計を推進する必要があります。

具体的には、「安全・安心なまちづくり」のための協議会を設置し、これに警察が参画することで、市町村に対してソフト・ハード両面から安全面に関する提言を行うことや、「安全・安心なまちづくり」の基本となる生活安全条例の制定をすることが考えられます。

(11) 青少年の健全育成

地域を明るくし活性化させる力を持つ青少年の健全育成は地域づくりの根本であることから、合併市町村においては地域の実情に応じたきめ細かな施策を展開することが求められます。

具体的には、まず地域の特色を踏まえた青少年の健全育成のための行動計画を作成し総合的・計画的な施策の推進を図ります。

そのうえで、青少年を育成する環境の整備、社会参加の機会づくり及び立直りを支援する体制の整備や民間団体を含めた協議機関の設立、地域リーダーの育成等地域ぐるみでの取組みが求められます。

(12) 教育の充実

教育改革を推進するため、文部科学省では、平成13年1月に「21世紀教育新生プラン」を策定し、「教育改革関連六法」が平成14年6月に改正

されました。

しかし、学校教育及び社会教育の充実を推進する立場にある市町村教育委員会の中には組織規模が小さいところが多く、地域特性を生かした教育を推進する計画の策定や、指導主事・社会教育主事・学芸員の配置等があまりなされていないため、主体的な教育行政を行うことが困難な状況もありました。

合併を契機に、合併市町村が目指す新しいビジョンに沿った「新市町村教育振興指針（計画）（仮称）」を策定し、財政基盤や組織体制の強化及び専門職の充実等を図ることで、地域の特性を活かした魅力ある学校教育等の推進が期待されます。

また、図書館・公民館等の社会教育施設の整備・充実や地域、家庭の教育力の充実が期待されます。

（13）人権行政

現在においても、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、H I V感染者、ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別など様々な人権問題が存在しています。

一方、平成12年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」には、人権教育・啓発に関する施策を策定及び実施する旨の地方公共団体の責務が盛り込まれています。

住民一人一人が人権意識を高め、互いの人権を尊重し合える社会づくりを進めていくことができるように、各市町村において人権教育・啓発への取り組みをより一層推進していく必要があります。

（14）交通安全の確保

住民の生命を守り、安全・快適な暮らしづくりを進めるうえで、地域における交通安全の確保は市町村の重要な事務であるが、これまで小規模の自治体では、組織体制や財政面から自主的な活動が困難な面もありました。合併に伴い、組織的にも財政的にも規模が拡大することにより、専従交通安全担当者を配置するなど体制を強化し、交通安全の確保のための意識啓発や社会基盤の整備等の対策を行っていく必要があります。

具体的には、高齢者に対する意識啓発、高齢者に配慮した生活道路の整備といった高齢者の交通安全対策、運転免許を有しない者に対する交通安全教育、交通安全教育指導者等の育成及び支援といった交通安全教育の充実、交通安全施設の整備、道路改良等による交通円滑化の推進といった交通基盤の整備が考えられます。

(15) 防災対策の推進

地域の特性に対応した被害の分析や各種訓練の充実、災害危険箇所のチェックと事前対策の推進、治水、治山、砂防、海岸保全など防災対策の推進を図るとともに、災害の発生に際して、関係機関との緊密な連携を保持し、住民の生命及び身体の保護を第一とした迅速かつ的確な災害対策を行う必要があります。

(16) 暴力団排除

公共工事からの暴力団排除、公共施設からの暴力団排除、行政対象暴力の排除が挙げられます。

公共工事からの暴力団排除については、合併市町村としても暴力団の排除に関する合意文書を警察と取り交わし、建設工事の適正な履行を図ることにより、工事の適正と暴力団への資金流入を防止する必要があります。

また、公共施設からの暴力団排除については、暴力団排除を条例で明文化し、公共施設が暴力団組織の維持、発展等のための勢力誇示や組織の利益を図るための資金源活動の目的に利用されることを積極的に排除する必要があります。

行政対象暴力の排除については、コンプライアンス（法令遵守）条例又は要綱を制定することで、職務を遂行するに当たっての法令遵守体制に関して必要な事項を定めるとともに、公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講ずることにより、住民と共に公正かつ民主的な行政の運営に資することを目指します。

4 豊かな環境づくり

(1) 環境施策の総合的な推進

環境汚染や自然破壊は、人類の生存基盤を脅かすものであり、今後持続的な発展をしていくためには、快適な環境の保全・創造に努める必要があります。具体的には、環境施策の基本的な考え方や方向性を定め、それに基づいて環境基本条例や環境基本計画を策定したり、ISO14001²⁾の認証を

2) 国際標準化機構（ISO）の認証による環境マネジメントシステム。原料の調達、生産、販売、リサイクルなど事業活動のあらゆる側面で環境への影響を評価・点検し、改善を進めるための指針。

取得することが考えられます。条例や計画は、合併市町村全域の自然的・社会的条件の変化に対応させて策定する必要があります。

(2) 地球温暖化対策

地球温暖化は人類を含む全ての生物の存続に関わる問題であり、日本は京都議定書を締結し、温室効果ガスの排出削減を国際的に約束していますが、京都議定書の目標を達成するためには、あらゆる主体がこれまで以上に努力していく必要があります。

本県も平成13年に策定した地球温暖化防止行動計画において、温室効果ガスの排出量を2010年までに1990年比で6%削減することとしており、目標を達成するためには地域レベルでの地道な取組みが不可欠です。

そのため、合併によって行政体制の強化が図られる合併市町村においては、環境に関する部門の組織を充実させ、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、自らの事務、事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための実行計画の策定・公表や、温室効果ガス排出抑制等のための施策の推進に取り組むことが求められます。

(3) 地下水保全対策の推進

県では、水道用水の水源の約8割を地下水に依存する等、県民生活にとって地下水は貴重な水資源となっています。

しかしながら、近年、開発に伴うかん養域の減少や地下水採取量の増加等により地下水位の低下や湧水量の減少が懸念されています。

地下水は上流から下流にかけて流動しており広域的な取組みが望ましく、市町村合併に伴う以下のような効果的な取組みが期待されます。

地下水採取量の削減対策

地下水かん養対策

硝酸性窒素等の削減対策

(4) 生活排水対策

「水質汚濁防止法」では、生活排水対策が市町村の責務であると規定されています。また、有明海・八代海の再生において、生活排水対策が喫緊の課題の一つとなっています。

市町村には、下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備計画に基づく事業の着実な推進が求められます。

これらの課題に対して、合併による財政規模や組織の拡大により、重点的

投資や専門職員の養成・配置が可能となり、より充実した施策の展開が可能となります。

(5) 水循環の形成

人々の暮らしとまちの機能がバランスよく調和し、一人一人の生活にゆとりと豊かさを実現するうえで、水は欠かすことのできない重要な要素であり、資源です。

今日の水をめぐる問題は、市街地の進展に伴って雨水の地下浸透量が減少するなど、まちの構造や社会活動とも密接に関連しています。したがって、合併市町村をさらに安全、快適で豊かなまちとしていくためには、これまで以上に水循環を重視して、水に関わる多様な施策を総合的、効率的に連携させることにより、望ましい水循環の形成を積極的に図っていくことが必要です。

(6) 循環型社会の形成

市町村は、一般廃棄物について処理責任を有しているだけでなく、関連するすべての事務事業を通じて、県と協力して循環型社会の構築を進める必要があります。具体的には、平成14年3月に策定した「熊本県廃棄物処理計画」に示している次のような役割を果たす必要があります。

容器包装、資源ゴミ等の分別収集の促進

生ゴミの堆肥化等による地域の循環型システムの推進

ダイオキシン類の削減やリサイクルを含めた効率的なゴミ処理体制（施設等）の整備

事業者として自ら率先してゴミの発生・排出抑制、グリーン購入、リサイクルを推進

地域住民に対して、ゴミの発生抑制、リサイクルに係る普及啓発

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」では、事務、事業における（環境物品等グリーン製品）の調達の推進を図るための方針の作成、グリーン製品の普及のための措置、が求められます。

5 「協働社会」の構築

(1) NPO（民間非営利団体）との協働

社会における住民サービスの担い手は、今日まで企業による市場サービスと行政による公共サービスで成り立っていました。しかし、住民ニーズの多様化、高度化等により、この2つのセクターだけでの対応は難しくなっています。

そこで、自発的に様々な問題やニーズを感知し、素早く対応する市民活動やNPOは、新しい公共の担い手として期待されており、行政にとって、地方分権、地域主権のパートナーとしてその重要性が拡大してきています。

合併市町村は、NPO担当窓口の設置やNPO活動の普及啓発、情報提供、事業の委託等を行うことにより、社会参加活動への県民の理解を促進して参加気運を高め、そうした県民の関心や意欲を実践に結びつけ、NPOが活動しやすい環境を整備するとともに、NPOの協働の取組みを促進し、公共サービスの充実を図っていく必要があります。

(2) 男女共同参画社会³⁾の実現

平成11年に成立した「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の形成を国の最重要課題と位置づけ、市町村に対して、男女共同参画計画の策定について努力義務を課しています。また、平成14年に施行した「熊本県男女共同参画推進条例」においても、県と市町村が特に連携を進めることとしており、住民に最も身近な市町村を男女共同参画の重要な推進主体として、その役割が重視されています。

現在の市町村における男女共同参画行政は、専任の担当者すら置けず、総務や福祉、教育等の部署の中で兼務されているところが大半を占めており、本県の男女共同参画計画の策定状況は全国的に低い水準となっています。

合併による行政組織の充実に伴い、男女共同参画行政担当課（係）の設置や庁内横断的な推進本部の設置などの推進体制の強化、必要な予算の確保、男女共同参画計画の策定及び総合的かつ計画的な施策の展開を図っていく必要があります。

3) 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会のこと

参考文献（著者敬称略）

- ・『逐条 地方自治法』 松本英昭（学陽書房）
- ・『逐条解説 市町村合併特例法』 市町村合併研究会（ぎょうせい）
- ・『合併協議会の運営の手引』 市町村合併法定協議会運営マニュアル研究会
- ・『市民版まちづくりプラン 実践ガイド』 渡辺俊一・太田守幸（学芸出版社）
- ・『市民参加のまちづくり』 渡辺俊一（学芸出版社）
- ・『市町村振興計画策定の手引き』 岡山県
- ・『市町村建設計画策定の手引き』 山口県
- ・『市町村合併における将来構想の作成の手引き』 島根県
- ・『市町村合併総合マニュアル』 熊本県
- ・『熊本県総合計画 パートナーシップ21くまもと』 熊本県

編集担当者

「市町村建設計画策定の手引き」編纂研究会

座長 小嶋 一誠

村上 徹 江藤 公俊 阿南 周造

受島章太郎 浦田 雅義 岡畑 良平

【市町村建設計画策定の手引き】

平成15年7月発行

編集 熊本県総務部市町村総室市町村合併推進室

（「市町村建設計画策定の手引き」編纂研究会）

TEL 096-383-1111 内線3407